

2026年度（来年度）被扶養者確認調査から 「必要経費」の認定項目を整理します

事業（営業等）収入がある方は、年間収入を〔総収入から「必要経費」を差し引いた金額〕で計算します。

健康保険の年間収入 = 事業総収入 - 必要経費

「必要経費」とは…

原材料費等の「その費用がなければ事業そのものが成り立たない経費」のことを指します。 ※税法上の経費とは異なります。



「必要経費」について、従来は個々の事業内容によって判断することとしていましたが、加入者の皆さまからお問い合わせを多くいただいていることから認定できる項目を整理しました。

**2026年度（来年度）被扶養者確認調査から
整理後の「必要経費」認定項目に基づいて審査を行います**

「必要経費」認定項目は
こちらから
ご確認ください



URL : https://www.nissan-kenpo.or.jp/member/outline/files/family_a_hitsuyouninteikashi.pdf

年間収入が130万円（60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円）未満となるか
ご確認をお願いいたします。